

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

そうだったの!? 裁判官・検察官・弁護士に聞く 仕事のウラ話!!

サマー
スクール
2013

8月2日、今年で7回目となる「サマースクール2013」が、45名の生徒が参加し、横浜地方裁判所、横浜地方検察庁、当会の三庁共催により開催された。

サマースクールは、神奈川県下の中学生を対象に、模擬裁判、評議、施設見学等を通じ、生徒に主体的に法律を扱う能力を身に付けてもらうという法教育のイベントであり、例年、弁護士会館をメイン会場として開催されてきた。

もともと、今年は弁護士会館リニューアル期間中の開催となったため、初めて横浜市開港記念会館を利用して開催された。同会館の趣きある佇まいは、参加した生徒の夏休みの思い出に一花を添えたように思われる。

午前中は、生徒の事前の希望に従い、裁判所・検察庁への施設見学を行う班と、新企画「そうだったの!?! 裁判官・検察官・弁護士に聞く仕事のウラ話!!」と題した座談会に参加する班に分かれ、それぞれの企画に参加した。

座談会では生徒は約10名ずつの2組に分かれ、各組に裁判所、検察庁、当会から1名ずつがパネリストとして参加した。生徒からは、「どうして今の仕事を選んだのか」「どのような勉強をしたら裁判官・検察官・弁護士になれるのか」「判断に悩んだときはどうするのか」等、多くの質問が寄せられた。生徒は、パネリストの回答に熱心に耳を傾けていたが、その中でも、法曹三者それぞれが同時に何十件もの案件を抱えていることに驚いていた。

座談会は終始和やかな雰囲気で行われ、参加した生徒は、法曹三者に対する硬い印象が薄れ、それぞれの仕事に対する具体的なイメージを持つことができたようである。午後は生徒全体を2組に分け、実際の法廷を使用した模擬裁判が行われた。

今回のシナリオは放火現場付近にいた被告人と犯人との同一性が争われており、被告人や目撃者の供述の信用性が問題となるものであった。

臨時総会開催のお知らせ

日時 平成25年11月6日(水) 午後1時~5時
場所 横浜弁護士会館
テーマ ①業務上の預り金の取り扱いに関する会規について
②綱紀委員・紛議調停委員の増員について



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

会館リニューアルのお披露目

こけら落とし講演

8月26日と9月9日のいずれも午後6時から、会館リニューアルを記念し、そのお披露目も兼ねて当会会館で講演が行われた。

裁判所長代行、第一東京弁護士会所属の近藤ルミ子元裁判官が講演された。

第1回目は、「これからの家事事件と弁護士の役割」家事事件手続法の施行をふまえて」と題し、裁判官を長年務めて今年退官された近藤ルミ子元裁判官(元東京家庭

近藤ルミ子元裁判官は、裁判官として家事事件を多く担当され、また、近年の家事事件手続の変革期には東京に在任されており、事件数が増加の一途をたどって弁護士のさらなる関与が今後も期待される分野である家事事件に関し、条文数が大幅に増加し、当事者にとつて透明化・明確化された手続を定めた新法の重要な点の解説も含め、貴重なお話を聞くことができた。

講演する近藤ルミ子元裁判官

家事事件では当事者

徒の主体的な取組みが見取れ、法教育のイベントとして有意義であった上、私自身にとつても楽しい一日となった。なお、冒頭で触れたが、今年初めての横浜開港記念会館での開催であった(会員 岩永 和太)

脱したかを報告した。弁護士業務においても、所謂「ヒヤリ・ハット」の状況が発生する可能性は常にあるため、いかにこれを回避するか、そして万一回避できずに発生した場合に、いかにこれを解決するかは非常に重要な課題である。豊富な経験を積んだ会員から、具体的に迫真的な説明と報告を直接聞けることは貴重な経験であり、会員達は熱心に聞き入っていた。

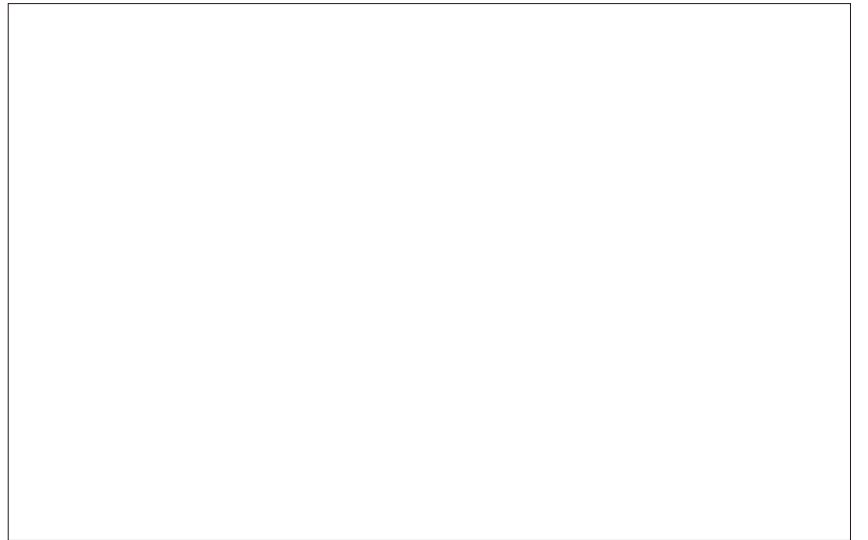
第2回目は、「実録：管財人『ヒヤリ・ハット』特別座談会」経験豊富な管財人が語る「誰しも陥りがちな落とし穴」と題し、40年代後半から50年代前半の当会会員5名が、破産管財事件を管財人として処理するにあたりその知人(ないし自ら)が遭遇した「ヒヤリ・ハット」事例について、その経緯や原因について説明し、いかにして危機を

山ゆり

運転免許の更新に行つた。恥ずかしながら今回はゴールド免許ではないので、二俣川で1時間の講習を受けなければならぬ▼まずビデオを見る。「彼を知り、己を知れば百戦して殆うからず」という孫子の言葉になぞらえ、事故が起きやすい状況と、事故が起きやすい自分自身の状態をよく知ろうといったビデオだったが、この中で、車載カメラで写された実際の事故の映像が何本か流れた▼この事故状況が怖かった。中には危ない運転もあったが、多くは私から見れば普通に運転していたのに、自転車が住宅街の交差点から飛び出してきたり、右折の際死角からバイクが出てきたりしたものだった。事故を起こせば種々の責任を負わなければならないのはもちろん、何と言っても相手に怪我を負わせたくはない。正直、運転するのが怖くなった▼これらの事故も防ぎようはあった。住宅街の交差点ではカーブミラーを注視するとともに徐行すればよいし、ほんの少し待たなければ死角から見えてくる。私はスピードも出さないし、安全運転であると自負していたが、まだまだ改善すべき点は沢山あると、思い知らされた1日であった。

(奥園 龍太郎)

猛暑に負けず盛り上がった 地裁所長歓迎会



挨拶をする市村所長と修習指導担当だった今富会員(右)

8月2日、市村陽典横浜地方裁判所所長歓迎会が萬珍楼にて開催された。当日は33名の会員が出席し、市村新所長の就任を祝うこととなった。

乾杯の後、所長の横浜修習時代の指導担当であった今富博愛会員により修習生時代のエピソードが語られ、和気藹々としたムードで開始された会も中盤にさしかかり、所長と同期かつ同じ横浜修習であった石戸谷豊会員、清水規廣会員、堤浩一郎会員から続々と祝辞が述べられたり、横浜28期会入会の勧誘がなされ所長の即入会がまとまるなど、お酒が進むにつれ一段と盛り上がりを見せ

た。また所長も自らビールを注ぎに各テーブルを回られるなど精力的に動かれ各会員との親睦を深められていた。

そして会も終盤にさしかかると飛び入りで岡田尚会員から所長の東京高裁時代の事件処理についてお礼(?)が述べられたり、所長の大学後輩にあたる竹森裕子会員から母校愛が語られたり、さらには同じく大学後輩の尾崎直人会員、柳田信会員が半ば無理矢理スピーチを求められたにもかかわらず風刺の効いた母校評でこれを返すなど、予想を遙かに超えた盛り上がりを見せつつ予定時刻おりに閉会となった。

関東十協会 夏期研究会 さらに充実した 「慰謝料算定の実務」

来年度への意気込みを語る仁平会長

8月24日、千葉県幕張のホテルニューオータニ幕張において、恒例の関東十協会夏期研究会が開催された。今年のテーマは、「慰謝料算定の実務」。準備にあたった千葉県弁護士会が10年前に取り上げた同じテーマについて、この間に現れた裁判例を補充し、新たに項目をおこなって分析を行うなど実務の進展や傾向の変化に合わせて、大幅に内容を改訂し一層の充実を図ったものであった。そして、この裁判例の解析や

会談 曹法 法曹三者が活発に意見を交換

9月4日午後6時より、当会会館5階会議室において、毎年恒例の横浜法曹懇談会が開催された。横浜法曹懇談会は、昭和30年に第1回が開催された本年まで継続している。裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が親睦を深め合う伝統行事である。当会会館のリニューアル工事終了後、初めての法曹懇談会ということになり、裁判官、検察官の方々に対しては、新しくなった会議室のお披露目となり、裁判官27名、検察官26名、弁護士51名の参加を得て開催された。

最初に、今年の当番庁である横浜地方裁判所の市村陽典所長が開会の挨拶を行い、次回当番庁である横浜家庭裁判所の西村則夫所長が乾杯の挨拶を行った。市村所長は挨拶で、司法制度が、より負担の軽い、より使い勝手のよいものとなるよう、法曹三者で率直な意見交換を行いたいと述べられたが、実際、会場の立場で活動している法曹三者が活発に意見を交換し、有意義な場となっていた。

予定の1時間半を過ぎたところで、当会の仁平信哉会長が挨拶を行い、横浜地方検察庁の大野宗検事を紹介した後、仁平会長の一本締めで閉会となった。実は、懇談会途中に、仁平会長と大野検事正の挨拶が予定されていたが、あまりの盛り上がりで急遽中止となり、閉会の挨拶になってしまったそうである。閉会後も大勢の参加者が、そのまま会場に残り談笑する姿も見受けられ、今年の懇談会も盛況のうちに幕を閉じた。

●犯罪被害者支援全国経験交流集会 「神奈川方式」を全国へ

9月6日、横浜市の西公会堂において、第15回犯罪被害者支援全国経験交流集会が行われた。この経験交流集会は、犯罪被害者支援の啓発等を目的として、各県持ち回りで行われているものである。

今年も3部構成とし、第1部は「フルウェー被害者庁長官の講演」、第2部は「犯罪被害者支援に関するいわゆる「神奈川方式」についてのパネルディスカッション」、第3部は「神奈川方式」の事例報告を行った。

神奈川県では、平成21年4月に神奈川県犯罪被害者支援センターを開設された。この三者が1つの場所に常駐し、情報を共有しながら被害者支援を行うというシステムは神奈川県だけである(いわゆる「神奈川方式」)。

第2部では、神奈川県、県警、民間支援団体の担当者らをパネリストとして招きし、「神奈川方式」のディスカッションを行った。

それを受けて、第3部では、性犯罪事案と故意の死傷事案において、個々の弁護士が、かながわ犯罪被害者サポートステーションなどのように連携協力しながら被害者等の支援を行っているのかについて、熱のこもった事例報告が行われた。

多くの参加者が熱心に耳を傾けてくれており、これを機に犯罪被害者支援がさらに充実したものであることを予感させる充実した経験交流集会となった。

(犯罪被害者支援委員会委員長 白石 美奈子)

専門実務研究会紹介

スポーツ法研究会 設立

設立記念研修会で講演する奥寺康彦氏

スポーツ法研究会は、スポーツ法という法領域を研究対象として、研究発表、研修会の開催、会員同士の情報交換等を行うことで、弁護士としての専門性を高めるとともに、この法領域に関する業務分野を開拓すること、被害者の救済に資すること、司法へのアクセス障害解消に努めること等を目的として、4月1日に設立された。6月3日には、設立記念研修会を開催し、ドイツのブンデスリーガで活躍した初めての日本人プロサッカー選手であり、横浜FCスポーツクラブ代表理事である奥寺康彦氏と、日本相撲協会の特別調査委員や元横浜ベイスターズの村田修一選手等の代理人等として活躍している虎ノ門協同法律事務所(東京)の望月浩一郎弁護士(東京弁護士会)の講演があった。同講演には、他协会会员、神奈川県職員の方を含め、横浜市開港記念会館の大講堂1階が埋まるほどの大盛況を博した。7月10日には、第1回研究会が催され、スポーツ事故の責任論についての研究発表及びスポーツ法務の経験のある会員からの情報提供が行われた。今後の研究会においても、スポーツ事故の研究を中心に、スポーツ基本法の解釈基準や総合型地域スポーツクラブの法律問題等について、研究を重ねたいと考えている。現在、当研究会には、31期から65期まで、計75名が所属しているが(筆者も新64期)、まだまだ新会員募集中である。皆様方のご参加をお待ちしております。(会員 徳田 光子)

法教育って何? 野村から記者クラブ

法教育ってなんだ? 恥ずかしながら、去年の弁護士会さんとの懇談会で初めてこの言葉を聞いた時、正直、頭の中には「?」が浮かびました。法務省のHPには、「法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものや考え方を身につけるための教育」とあります。うーん、分かるような、全く分からないような...?

今年8月、サマースクールの取材をさせていただきました。法曹三者が協力し、本物の法廷での模擬裁判が実現するなど、全国的にも珍しく、とっても贅沢な企画。わたしも生徒として参加したいくらいです。そこで、実際の生徒さんに

「人の話を聞いて、もう一度自分の意見を考えました」

「自分の意見が変わりました」

「理解しています。」

「おそろしく、法教育とは難しいことなんかでは全然なく

て、色んな人として話をして、正しい(と思える)考え方を学ぶことにあるようです。

インタビューした女の子。

「自分は法律家になりたいわけではないが、どんな仕事に就いても、法は関係してくると思うのでこのイベントに参加しました」お見事です!

しかし「法教育」。人とコミュニケーションをとるといふ実に基本的な素晴らしいことを、教育として教える必要はない時代になつてしまったのかしらと、少し寂しくもなつてしまったのは、わたしの杞憂であると思ふ、なんて思っています。

(テレビ) 神奈川 石川 亜美

思い切って 取「捨」選択を

会員 青木 亜也(53期)

常議員会

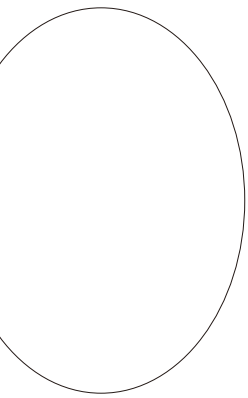
相模原支部の青木です。事務所から遠いこともあり、本庁のほうへはほとんど顔を出す機会もないため、知らない方がほとんどかと思えますが、本年度無事常議員に当選いたしました。4月から常議員会に出席させていただきます。どうぞよろしくお願います。常議員会に出席します

と、現在当会が置かれている状況が臆気ながら見えてくるような気がします。会務に疎い私ではありますが、毎回常議員会では膨大な資料が準備され、多数の議題が取り上げられております。1月に一度という頻度でこれだけの準備をなさるのはいへんなご負担で毎回頭が下がります。本寄稿を契機に、少しでもお役に立てるよう自分なりの意見をもって常議員会に出席しなければ...と決意を新たにいたしました。

気づいたらもう折り返し地点

副会長 前田 康行

理事者室 だより



副会長になってから、時が経つのがとても早い。毎週、理事者会を行う。理事者会の日は、13時から18時頃まで弁護士会の会議室で、山積みの議題について議論している。

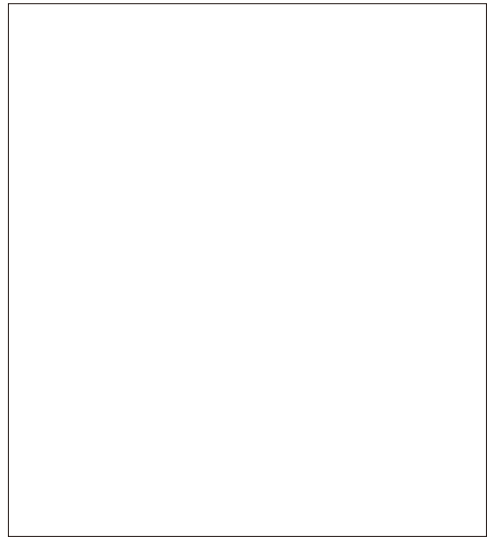
理事者会の終了時間は、その年の執行部の性格によって異なるようである。22時、23時まで理事者会を行い、それから飲みに行くというタフな執行部もあったよつである。当期執行部は、幸い、夕方には会長のエネルギーが切れるため、早々と会議を切り上げ、嫌なことを忘れられる魔法の水を受け持つ。日直の日には、

13時から弁護士会の理事者室に詰めて、受発信文書の決裁、市民からの苦情等の対応をしなければならぬ。しかし、日直以外の日でも、担当副会長が決裁をしなければならぬ受発信文書がほぼ毎日ある。それ以外にも、対応を要するプチ事件は毎日のように発生する。私の処理能力では追いつかないため、ほとんどん仕事が終わっていき。結局、ほぼ毎日午後、弁護士会に詰めている状況である。気づいたらもう折り返し地点を迎えようとしている。少しは、弁護士会に恩返しできたのであろうか。

私の赤い

会員 小倉 孝之

野生生物との 出会いを求めて



マダガスカル パオババ街道にて

人の生き様に関心があつて弁護士になつた。い

アラスカなど。観察し、写真に収めた野生生物は

海外の旅は、4〜5名の仲間と周到に準備し、

ボルネオのダナムバレーには高さ100mにも達すると思われ熱帯

横浜法曹テニスクラブの夏合宿が8月24日〜26日の日程で軽井沢で行

1日目は練習や練習試合、2日目はチーム対抗戦、3日目はお好み戦(対戦相手の指名もできる)

プの忘年会で上映する予定である。自分のプレースタイルを客観的に見ることが初めての部員

上野動物園、大和動物園、奥園龍太郎、三橋 潔、千歳 博信、滝島 広子

新人弁護士奮闘記

この「新人奮闘記」の執筆依頼をいただいたとき、お声がかかったこと

既に65期の後輩がいるからというもあるが、弁護士になってすぐの頃

たのに、「経験は大丈夫なの？」とかなり不安そう

以後は依頼者から不安の声は聞いていない。「新人であることに甘えず、

今回の合宿から、新しい試みがいくつかり入れられ、特にビデオカメラ

10月の異称といえは「神無月」。語源には諸説あるが、この時期に全国の神々が一年のことを話し

集まり、出雲以外には神様がなくなるといふ言い伝えから、神様のいない月「神無月」と言われている。

折しも今年はお出雲大社の遷宮の年。秋の夜長に神話の世界にひたつてみるのも悪くない。

もはや「新人」ではない!?

新64期 会員 本間 正俊

自分に言い聞かせてきたからではないかと思う。最初の個人事件。しっかり準備をして自分なりに万全の態勢で臨み、説明に詰まることもなかつ

て、それでも自分を頼ってくれている依頼者を不安にさせてはいけない。かつて尊敬する先輩から「プロとして依頼者に向

を補う知識・知恵の習得に励みつつ、とにかく「新人感」を出さないように意識してきた。あまり「新人感」のない風貌であることも幸いして、

しかし、この執筆を機に改めてわが身を振り返ってみれば、まだ2年目の新人であることは明らか。羊頭狗肉にならぬよう、気持ちを入れなおして中身の充実に努めていきたい。

編集後記

10月の異称といえは「神無月」。語源には諸説あるが、この時期に全国の神々が一年のことを話し合つたために出雲大社に

集まり、出雲以外には神様がなくなるといふ言い伝えから、神様のいない月「神無月」と言われている。

折しも今年はお出雲大社の遷宮の年。秋の夜長に神話の世界にひたつてみるのも悪くない。

大和田治樹、奥園龍太郎、三橋 潔、千歳 博信、滝島 広子

横浜法曹テニスクラブ 熱戦が繰り広げられた夏合宿

横浜法曹テニスクラブの夏合宿が8月24日〜26日の日程で軽井沢で行われた。参加者は29名で、下は3歳から上は80代まで、非常に幅広い年齢層が参加した。当日は練習や練習試合、2日目はチーム対抗戦、3日目はお好み戦(対戦相手の指名もできる)が行われた。2日目のチーム対抗戦は4チームに分けて行われ、熱戦が繰り広げられた結果、本間豊・佐藤裕・谷川献吾・佐藤武晴・池田京子各会員・佐藤健太さんが所属するチームが優勝した。

横浜弁護士会 横浜駅西口法律相談センター 電話/045-620-8300 予約受付時間/平日9:30~17:00

